

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第3 議案第4号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第5号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第7号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第16号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第8 議案第17号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第9 議案第18号 平成30年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第10 議案第19号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第11 議案第20号 平成30年度宇美町一般会計補正予算 (第6号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第3 議案第4号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第5号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第7号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第16号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第8 議案第17号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第9 議案第18号 平成30年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第10 議案第19号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第11 議案第20号 平成30年度宇美町一般会計補正予算 (第6号)
-

出席議員（14名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
7番 時任 裕史	8番 黒川 悟
9番 脇田 義政	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典	
書記 太田 美和	書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長 …………… 佐伯 剛美
政策経営課長 …………… 工藤 正人	財産活用課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸	税務課長 …………… 江崎 浩二
会計課長 …………… 藤井 則昭	住民課長 …………… 八島 勝行
福祉課長 …………… 飯西 美咲	健康づくり課長 …………… 藤木 浩一
子育て支援課長 …………… 安川 禎幸	環境課長 …………… 太田 一男
農林振興課長 …………… 瓦田 浩一	建設・都市計画課長 …… 一木 孝敏
上下水道課長 …………… 藤木 義和	学校教育課長 …………… 原田 和幸
社会教育課長 …………… 安川 忠行	
町制施行100周年事業推進事務局長 ……………	安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

遅刻届が、11番、飛賀議員から出ておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第1. 諮問第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川社会教育課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の候補者に次の者を推薦する。  
平成31年3月4日、宇美町長木原忠。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、松田初善、生年月日、  
XXXXXXXXXXでございます。

提案理由でございますが、人権擁護委員松田初善氏の任期が平成31年6月30日で満了することに伴い、同氏を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。参考資料1としまして松田初善氏の略歴を、次の2ページをお願いいたします。2ページには、参考資料2としまして、人権擁護委員法の抜粋並びに人権擁護委員名簿を添付しております。

なお、任期につきましては、3年となります。

以上で説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。この採決は起立によって行います。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。本案について、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、諮問第1号は人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに決定いたしました。

---

### 日程第2. 議案第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

それでは、議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合を脱退させ、平成31年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合にふくおか県央環境広域施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。平成31年3月4日、宇美町長木原忠。

提案の理由でございます。

平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が、解散により福岡県市町村職員退職手当組合から脱退する。また、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。

これらのことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。

1ページには改正分、2ページ、おめくりください。2ページ、3ページには、新旧対照表のほうを載せております。説明につきましては、2ページで説明させていただきます。縦横になっております。済いませんが、お願いいたします。

別表第1になるわけでございますが、右が現行、左が新たに改められるものでございます。

古いほうに関しましては、嘉穂郡の欄に「ふくおか県央環境施設組合」、それと「飯塚市・桂川町衛生施設組合」があるものでございますが、改められる左側の表につきましては、嘉穂郡の欄に「ふくおか県央環境広域施設組合」が入るものでございます。

また、その他の欄でございますが、右側の古いほうでございますが、こちらのほうに中段「浮羽老人ホーム組合」、また下から3行目に「東山老人ホーム組合」がありますが、左の新しいほうに関しましてはこれらが削られたものでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページ、別表第2になるわけでございますが、別表第2では議員の選挙区及び定数が定められているものでございます。先ほどと同じく、右側が旧でございますが、左側が新しいものになるわけでございます。

選挙区、第1区になるわけでございますが、右側の古いほうに関しましては「浮羽老人ホーム

組合」がありますが、左の第1区ではこれが削られたものでございます。

また、古いほう、第2区でございます。下のほうになります。この中では2行目「ふくおか県中央環境施設組合」、「飯塚市・桂川町衛生施設組合」、また「東山老人ホーム組合」があるわけですが、これが新しいほうの表の中では「ふくおか県中央環境広域施設組合」に1つに改められるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第4号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第4号の町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。一木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（一木孝敏君） 議案第4号 町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。平成31年3月4日提出、宇美町長木原忠。

路線名、大名坂8号線、起点、明神坂一丁目5159番97、終点、明神坂一丁目5159番84、重要な経過地、明神坂一丁目。

提案理由といたしましては、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページの町道認定位置図をもとに御説明させていただきます。

位置については、図面右端の林崎運動公園から西へ約250メートルほど行ったところの民間企業により宅地造成された区域となります。図面中央に黒の破線で縦に伸びておりますのがJR

香椎線、左側に薄い茶色で縦に伸びている道路が大名坂4号線となります。図面下段に薄茶色で横に伸びている道路が、大名坂～林崎線となります。今回、対象となる路線は、図面中央の赤色で示しております路線で、大名坂8号線でございます。

この路線は、大名坂～林崎線を起点とし、終点が大名坂4号線になるところです。大名坂8号線は、宇美町町道の認定基準及び要件を定める規則第3条の規定に基づき、開発行為等の完了検査済みの通知を受けた日から3年が経過したもので、町道の認定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 町道路線の認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第5号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第5号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。一木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（一木孝敏君） 議案第5号 町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。平成31年3月4日提出、宇美町長木原忠。

路線名、大名坂9号線、起点、明神坂一丁目5159番85、終点、明神坂一丁目5159番89、重要な経過地、明神坂一丁目。

提案理由といたしまして、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページの町道認定位置図をもとに御説明させていただきます。

先ほど議決いただきました大名坂8号線と同じく、民間企業により宅地造成をされた区域とな

ります。対象となる路線は、図面中央の赤色で示しております路線で、大名坂9号線でございます。この路線は、大名坂4号線を起点とし、終点が先ほど議決いただきました大名坂8号線になるところです。

大名坂9号線は、宇美町町道の認定基準及び要件を定める規則第3条の規定に基づき、開発行為等の完了検査済みの通知を受けた日から3年が経過しましたので、町道認定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の町道路線の認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第6号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第6号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。一木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（一木孝敏君） 議案第6号 町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。平成31年3月4日、宇美町長木原忠。

路線名、柳原10号線、起点、神武原一丁目2816番3、終点、神武原一丁目2818番5、重要な経過地、神武原一丁目。

提案理由といたしましては、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページの町道認定位置図をもとに御説明させていただきます。

位置については、図面右端の主要地方道飯塚大野城線三原交差点から南西へ250メートルほ

ど行ったところで、民間企業により宅地造成された区域となります。今回、対象となる路線は、図面中央の赤色で示しております路線で、柳原10号線でございます。この路線は、主要地方道飯塚大野城線を起点とし、終点はL型で回転広場を伴うものとなっております。

柳原10号線は、宇美町町道の認定基準及び要件を定める規則第3条の規定に基づき、開発行為等の完了検査済みの通知を受けた日から3年が経過いたしましたので、町道認定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 町道路線の認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第7号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第7号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。一木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（一木孝敏君） 議案第7号 町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。平成31年3月4日提出、宇美町長木原忠。

路線名、早見16号線、起点、宇美中央四丁目3579番3、終点、宇美中央四丁目3579番6、重要な経過地、宇美中央四丁目。

提案理由といたしましては、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページの町道認定位置図をもとに御説明させていただきます。

図面上段に表示しております宇美町住民福祉センターの向かい、宇美川を挟んだ対岸側で、宇



美川と主要地方道飯塚大野城線との中間に位置する宇美中央四丁目の民間企業により宅地造成された区域となります。今回、対象となる路線は、図面中央の赤色で示しております早見16号線でございます。起点を早見12号線とし、終点が早見15号線となるところです。

早見16号線につきましては、建築基準法第42条第1項4号指定を受けて、民間による道路事業がなされたものでございます。この開発においては、事前協議会の段階で、福岡県土整備事務所、宇美町、開発事業者の三者協議を重ね、宇美町が福岡県土整備事務所建築指導課に対して4号指定申請を行い、その指定を受けたことにより認定するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 町道路線の認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 議案第16号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第16号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

議案第16号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ219万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,344万9,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴います補正を中心として編成いたしました。

まず、歳出から御説明いたします。16、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費2万1,000円の減額は、人事異動に伴うものでございます。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金217万8,000円の減額は、歳入で御説明いたします保険料、保険基盤安定繰入金及び前年度繰越金の額の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。12、13ページをお開きください。

1款1項の後期高齢者医療保険料689万6,000円の減額は、平成30年11月末の調定額と年度末までの収納状況を見通して減額するものでございます。

次の3款1項1目一般会計繰入金の1節職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費の減額に伴うものでございます。

次の2節保険基盤安定繰入金は、額の確定に伴う補正を行っております。

4款1項1目前年度繰越金549万1,000円の減額は、前年度の繰越額の確定に伴うものでございます。

最後になりますが、18、19ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第17号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第17号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

議案第17号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお開きください。

平成30年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ956万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億6,407万5,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算の見込みと県支出金等の額の確定に伴う各費目の整理を中心として編成いたしております。

まず、歳出から御説明いたします。20、21ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費190万1,000円の減額は、右側の説明欄の001一般管理費におきまして、主に人事異動に伴う減額と下の003収納率向上では、収納業務委託料の契約残額の整理を行うものでございます。

下段の1款2項1目賦課徴収費12節役務費10万円の減額は、今年度からマイナンバーを利用した所得照会が可能となったことによるものでございます。

次に、22、23ページをお開きください。

2款1項5目審査支払手数料239万2,000円の減額は、福岡県国民健康保険団体連合会の平成29年度の譲与処分計画に基づく29年度の譲与金について、30年度の審査支払手数料から控除されたため減額するものでございます。

次の24、25ページをお開きください。

2段目の表の6款1項1目特定健康診査等事業費4節共済費、嘱託職員社会保険料の10万3,000円の減額、それから13節委託料の特定健康診査委託料の500万円の減額及び電算関係業務委託料の6万8,000円の減額は、決算を見通して、それぞれ減額を行っております。

続きまして、歳入の御説明をいたします。12、13ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税につきまし

ては、30年11月末の調定額に年度末までの収納見込額を加味した上で、それぞれ補正を行っております。

14、15ページをお開きください。

2段目の4款1項1目保険給付費等交付金の都道府県繰入金（2号分）864万3,000円の増額と特定健康診査等負担金324万4,000円の減額は、それぞれ交付額の確定による補正でございます。

5款1項1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）の1,127万8,000円の減額、それから2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）685万6,000円の減額は、それぞれ額の確定によるものでございます。

それから、次の3節職員給与費等繰入金172万6,000円の減額は、人事異動に伴うものでございまして、5節の財政安定化支援事業繰入金242万9,000円の増額は、これにつきましても額の確定によるものでございます。

16、17ページをお開きください。

2段目の7款1項1目延滞金1節の一般被保険者延滞金367万4,000円の増額は、30年11月末の収納額から年度末を見通して増額するものでございます。

7款3項雑入の1目一般被保険者第三者納付金282万8,000円の増額は、交通事故等に係る第三者行為納付金につきまして、年度末までの収納見込額をもとに増額、そして次の9目特定診査自己負担金23万2,000円の減額は、決算を見越して補正するものでございます。

10目歳入欠かん補填収入619万5,000円の増額は、30年度予算の赤字見込額の算定によるものでございます。

次の11目雑入の過年度公務災害負担金返還金は、負担金の精算に伴い、4,000円を計上させていただいております。

本補正予算の結果、30年度の収支につきましては、1,246万3,000円の赤字となる見込みでございます。

最後になりますが、補正予算書の26、27ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第18号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第18号 平成30年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 失礼いたします。

議案第18号 平成30年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の決算を見通して補正をするものでございます。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額7億5,251万円を281万3,000円減額補正して7億4,969万7,000円に、支出で既決予定額7億3,099万円を286万5,000円減額補正いたしまして7億2,812万5,000円とするものでございます。

また、第3条で、職員給与費を変更をいたしております。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益620万円の減額は、1月末までの水道使用料調定額から年度末を見通した減額補正でございます。減額の要因といたしましては、1戸当たりの使用水量の減少が考えられます。

2項営業外収益3目負担金314万1,000円の増額は、1節他会計負担金、消火栓1栓分の維持管理負担金と、2節の給水申し込みによる一般負担金314万円となっております。増額

の要因は、当初予算では家事用100戸、一時用20戸を見込んでおりましたが、平成31年1月21日現在で、家事用が108戸、営業用が7件、契約水量280立方メートル、一時用93栓の申し込みがありましたことから、増額補正をするものでございます。

7目引当金戻入益3節貸倒引当金戻入益24万6,000円の増額は、前年度からの引当金残高が本年度の不納欠損見込額を処理いたしますと残額が生じることから、その残額を収益化するものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の34節賞与引当金繰入額から35節の法定福利費繰入額96万5,000円の減額は、不用額を整理するものでございます。

3目総係費1節給料から5節法定福利費509万5,000円の減額は、課長人件費を下水道事業会計と案分し、精算をするものでございます。

5目減価償却費1節有形固定資産減価償却費287万5,000円の減額は、減価償却額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

2項営業外費用3目消費税及び地方消費税の増額は、本補正予算を見越しました支払い消費税について補正をするものでございます。

3項特別損失1節貸倒引当金繰入額93万円の減額は、前年度からの引当金残高で本年度の不納欠損見込額を処理することができることから、本年度の貸倒引当金繰入額を減額するものでございます。

今回の補正予算により、本年度の収支は2,277万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は4億8,768万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議をいただき、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。

気になるのが、5ページなんですけれども、水道使用料620万円の減額と、1戸当たりの使用料が減ったと説明されましたけれども、毎年、水道使用料が1戸当たり減っていくというのは当初から予測できるんじゃないかと。私、気になるのは収納率、そういったところがきちんとできているのか、そういったところが気になるんですけれども、収納率自体がどういうふうに変化

しているのか、昨年と比べて回答と。あと、1戸当たり減ったと言われましたけれども、負担金あたりもかなりふえているし、あそこの大きな倉庫、ああいったところにも企業も入ってきて、そういった水道の使用料自体はそんなに減らないんじゃないかなという気はするんですけども、その辺をもう一回詳しく説明してください。

収納率はどうなっているのか、もう一回言いますね、使用料自体はどう変化しているのか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） まず、収納率についてですけども、今回の予算で計上する分については、収納率は影響しないということで、調定額で予算を計上いたしております。実績も調定額が収益として計上されます。収納率、例えば収納できなかったものについては未収金として計上されますので、営業状態にはかかわってこないと。昨年度から、収納率はほぼ96%ぐらいを保ってはいるんですけども、まず減額については調定で行っていますので、影響はしないということをお伝えしておきたいと思います。

それから、使用料はどうかということでお尋ねでございましたので、使用料の状況から御説明いたしますと、まず4用途ございます家事用、営業用、官公署用、官公署用の中には刑務所というのが当然含まれておりますけれども、刑務所はまた別で御報告申し上げますが、一時用、この4用途がございます。

4用途で、家事用については、1戸当たりの使用水料というのは当初では約3,850円、1件当たり、組んでおったんですけども、実績で見えますと3,545円の減収になっております。ところが、給水加入が多いことから、家事用の欄では約200万円ほどの増額になっております。

営業用でいきますと、営業用の落ち込みが非常に激しいということで、当初予算では1万2,400円で見込んでおったものが実績では1万1,318円ということで、落ち込みがっております。補正予算策定時においては、約800万円ほどの減額になっております。

それから、官公署用では、刑務所を除くその他官公署用というところになりますけれども、こちらでも落ち込みがっております。1戸当たりが大体1万8,490円で当初予算を組んでおったんですけども、実績では1万6,549円、金額に直しますと約300万円ぐらいの減額になると。

刑務所が、今年度においては1カ月当たり83万円程度で組んでおったんですけども、実績では120万円ほど使っていらっしやいまして、補正予算策定時では450万円の増額になっております。刑務所のほうが比較的使っているということになっております。

使用量の分析でいきますと、家事用でいきますと、平成29年度の決算値でいきますと、1家

庭当たり16.2立方メートルであったものが、30年度の実績では16.1立方メートル、0.1立方メートル下がっていると。ここでは、給水戸数の増加によって家事が補われたというふうに分分析をしております。

営業用につきましては、平成29年度の実績で30.2立方メートル、30年度の実績では28.7立方メートル、1戸当たり大体約1.5立方メートルほど落ちているということになります。

ですが、延べて全体で見ると、29年度の決算値で17.4でございましたので、30年度の実績では17.2、増減でいきますと1戸当たり0.2立方メートルの減少があっているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 使用料がそれぞれ減ったということでわかりましたけど、気になる収納率なんですけど、大丈夫なのかと。職員体制が十分足りていて、一人一人きちんと滞納者に対して当たれているのかということが知りたいんですが、どうですか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 収納対策というのは、公平な負担の原則から、これは欠かしてはならないものだというふうには思っております。毎月、御存じのとおり、給水停止の執行も行っておりますし、個別に毎日のように電話を入れております。前年と変わりなく、収納については努めているところでございます。

職員体制というところでございましたが、管理係3名おりますので、それぞれ分担しながら、日々の収納に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 平成30年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決さ



れました。

---

### 日程第10、議案第19号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、議案第19号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 失礼いたします。

議案第19号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の決算を見通しまして、補正をするものでございます。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額8億9,354万円を956万6,000円減額補正をいたしまして8億8,397万4,000円に、支出で既決予定額8億7,079万7,000円を516万8,000円に増額補正をいたしまして8億7,596万5,000円とするものでございます。

第3条で、資本的収支の収入におきまして、既決予定額6億4,137万7,000円を1億750万8,000円減額補正いたしまして5億3,386万9,000円に、支出で既決予定額9億5,528万円を3,756万2,000円減額補正いたしまして9億1,771万8,000円とするものでございます。

予算書2ページをお願いいたします。

第4条で、企業債の借入限度額について、流域下水道事業で既決予定額3,460万円を670万円減額補正いたしまして2,790万円に、公共下水道事業で既決限度額3億390万円を6,880万円減額補正いたしまして2億3,510万円に、資本費平準化債で既決限度額1億210万円を3,970万円減額補正いたしまして6,240万円とするものでございます。

また、第5条で、職員給与費を変更をいたしております。

第6条では、一般会計からの繰入金について、変更をいたしております。

それでは、予算書6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料850万1,000円の減額は、1月末までの下水道使用料調定から年度末を見通して減額をするものでございます。

2項営業外収益4目長期前受金戻入59万3,000円の減額は、減価償却費の確定による減額となっております。

3項特別利益1目特別利益44万9,000円の減額は、地方公営企業法適用前の平成28年3月末までの下水道使用料及び受益者負担金について、1月末の収入実績から年度末を見通して減額をするものでございます。

予算書8ページ、9ページをお願いいたします。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費20節動力費21万円の減額は、年度末まで見通した不用額を減額するものでございます。

3目総係費1節給料から5節法定福利費の人件費の増額は、課長人件費を上水道事業会計と案分するもので、33節報償費328万7,000円の減額は、下水道整備が完了いたしました赤井手地区の供用開始が11月1日となりましたことにより、受益者負担金の賦課が平成31年度となったことから減額をするものでございます。

4目減価償却費26万7,000円の減額は、1節有形固定資産減価償却費及び2節の無形固定資産減価償却費の償却額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

2項営業外費用1目企業債利息及び企業債取扱諸費92万4,000円の減額は、借入額の減少と利率が下がったことにより不用額を減額するもので、2目消費税及び地方消費税の増額は、本補正予算を見越した支払消費税について補正するものでございます。

恐れ入ります。予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

続きまして、資本金収入及び支出の収入におきまして、1款資本金収入1項企業債1目企業債1億1,520万円の減額は、1節から4節までの企業債の起債において、借入額の確定に伴い減額するものでございます。

2項他会計負担金2,000万円の増額は、総務省が出します公営企業への繰出基準に基づく一般会計からの繰入金について補正をするものでございます。

4項負担金1目都市計画費負担金1節受益者負担金1,230万8,000円の減額は、宅地開発に伴う区域外流入により、受益者負担金相当額の収入はございましたものの、先ほど御説明をいたしました赤井手地区の下水道供用開始が11月1日になったことにより、受益者負担金の賦課が31年度となったことから減額をするものでございます。

支出に移りまして、1款資本金支出1項建設改良費1目下水道事業費3,000万円の減額は、15節委託料及び25節工事請負費において、不用額を減額するものでございます。

2目流域下水道建設負担金757万7,000円の減額は、多々良川流域下水道建設負担金の確定による減額補正でございます。

今回の補正予算により、本年度の収支は437万円余の純利益が見込まれるものでございます。また、年度末の資金残は3,975万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議をいただき、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を一括審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時53分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、住民課長より発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

先ほど、議案第16号と議案第17号の説明の中で、それぞれ1カ所ずつ誤って説明しておりましたので、訂正させていただきます。

まず、議案第16号の宇美町後期高齢者医療特別会計予算書のほうでございますが、資料の12、13ページでございます。この中の4款1項繰越金の前年度繰越金の額「549万1,000円の増額」であるところを「549万1,000円の減額」と申し上げておりました。

それから、もう一つ、議案第17号の国民健康保険特別会計予算書の14、15ページでございます。こちらの5款1項1目一般会計繰入金金の2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございますが、こちら685万6,000円の「増額」であるところを「減額」というふうに申

し上げておりましたので、訂正させていただきます。

まことに申しわけございませんでした。

---

### 日程第11. 議案第20号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第20号 平成30年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） それでは、議案第20号 平成30年度宇美町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度宇美町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ7,351万5,000円を追加いたしまして、予算総額を118億2,712万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成30年度決算を見通しての各事務事業費の整理を行うもので、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正をあわせて提案するものでございます。

なお、各款にわたります人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

資料につきましては、3月議会議案資料綴一般会計補正予算（第6号）事業一覧表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。恐れ入りますが、予算書の44ページ、45ページをお願いいたします。

まず、1款議会費1項議会費1目議会費につきましては、決算を見通しての各経費の整理を行うものでございます。

46、47ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましても、人件費の調整を除きまして、決算を見通しての各経費の整理となっております。

下のほう、2目文書広報費、広報広聴事業費では、広報編集の際に利用しております編集ソフトウェア使用料が値上げされることとなりましたため、不足いたします1万3,000円を増額補正しております。

次の町誌編さん事業費は、次の48、49ページに続いておりますが、全て決算を見通しての減額整理となっております。

5目財産管理費のこのページでは、町有地売払収入の増額に伴いまして、公有財産管理費にお

いて、土地取引あっせん手数料を89万1,000円増額しておりますが、それ以外につきましては全て減額整理となっているところでございます。

次の50、51ページ、JR宇美駅前広場管理費では、不足が見込まれます電気代を8万8,000円増額補正しております。

6目企画費では、ふるさと宇美町応援寄附事業費において、寄附額の増額に伴いまして、運営代行手数料を126万6,000円増額しておりますが、これ以外につきましては全て減額整理となっているところでございます。

52、53ページをお願いいたします。

7目電子計算費から一番下の10目交通安全対策費までは全て減額整理、次の54、55ページ、11目防犯対策費では不足が見込まれます電気代を47万8,000円増額補正しております。

14目基金費では、本補正予算におけます歳入の超過分2億5,504万6,000円ございまして、これにつきましては、まずは前年度末残高以上の額を確保するため、財政調整基金に1億5,000万円、次にふるさと宇美町応援寄附金額に合わせまして、町制施行100周年記念事業基金に1,200万円、残りの9,304万6,000円を庁舎建設等基金に積み立てを行うものです。

本補正予算によりまして、30年度末の基金残高につきましては約18億6,900万程度となる見込みでございます。

その下の15目施設管理費、次の56、57ページ、17目町制施行記念事業費は、各経費の減額整理でございます。

2款総務費2項徴税費、下のほうになりますが、2目賦課徴収費の固定資産税賦課経費では、法規追録代が不足する見込みのため消耗品費を7,000円増額、次の58、59ページ、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳管理費では、電子レジスターの購入費17万1,000円を計上しております。

60、61ページにつきましては飛ばさせていただきます、その次の62、63ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業費では、前年度国庫支出金返還金68万2,000円を計上しております。

3目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計繰出金では、額の確定に伴い保険基盤安定分を442万2,000円減額、保険基盤安定以外分につきましては、その不足分について国保の特別会計へ繰り出すため、70万3,000円の増額を行っております。

4目障害者福祉費、障害者地域生活支援給付事業費では、利用時間数の減に伴いまして、地域

生活支援給付費を341万9,000円減額、重度障害者医療支援経費では、重度障害者医療費の不足見込額につきまして552万6,000円の増額を行っているところでございます。

5目高齢者福祉費、その下の7目介護保険事業費、次の64、65ページ、8目後期高齢者医療費につきましては、額の確定等によりまして、各経費の整理を行っておるものでございます。

中段の3款民生費2項児童福祉費3目ひとり親家庭等医療費、ひとり親家庭等医療支援経費では、ひとり親家庭等医療費の不足見込額につきまして302万2,000円の増額を行っております。

4目子育て支援事業費、次の66、67ページ、5目保育園費の右側、町立保育園運営経費、ここまでは各経費の整理を行っております。

このページの右下のほうになりますが、特定教育・保育施設運営経費と、次の68、69ページ、特定地域型保育事業費では、給付単価や児童数の最終見込み等によりまして、各民間保育園運営負担金などについて整理を行っております。

70、71ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、母子衛生事業費では、受診者数が当初見込みよりふえたことによりまして、妊婦健診業務委託料を166万9,000円増額しております。

その下の保健衛生事業費では、各種がん検診委託料の整理を行っております。

さらに、その下の保健衛生関係経費、それと次の72、73ページ、2目保健衛生施設費につきましては全て減額整理、3目予防費、予防接種事業費では、扶助費のほうで風疹予防接種の償還払い金5万円を計上しておるところでございます。

4目環境衛生費、5目公害対策費につきましては減額整理のみ、6目上水道費では、民間開発に伴いまして消火栓が1栓ふえたことに伴い、上水道事業会計繰出金を1,000円増額しております。

下のほうになりますが、4款衛生費2項清掃費、次の74、75ページ、右側のごみ減量・リサイクル推進事業費は減額整理、次の3目塵芥処理費、ごみ処理事業費では、額の確定により、ごみ袋等製作業務委託料を1,234万9,000円減額、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の事業費の決算見込みから、RDF処理業務委託料を2,785万2,000円減額しております。

最終処分場運営経費も決算を見通した減額整理、その下のリサイクル管理費では、宇美志免リサイクルセンター運営費の確定によりまして、宇美町・志免町衛生施設組合負担金を491万6,000円減額しております。

4目し尿処理費の浄化槽費は、設置基数の確定によりまして、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助分を224万7,000円、単独分を20万7,000円減額しております。

浄化センター管理費におきましても、宇美志免浄化センター運営費の確定によりまして、宇美

町・志免町衛生施設組合負担金を460万9,000円減額しております。

76、77ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は減額整理、5目農地費は、農業基盤保全事業費で額の確定に伴い浦尻池導水路等整備事業費負担金を107万7,000円増額しておりますが、それ以外につきましては、サヤ堰改修事業費負担金の額の確定による264万円の減額など、各経費の整理となっております。

78、79ページをお願いいたします。

6款農林水産業費2項林業費1目林業総務費は減額整理、2目林業振興費は、森林機能保全事業費で、県補助金の額の確定に伴い工事雑費を3万3,000円増額するほかは、執行残等の減額整理となっております。

80、81ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費につきましては、全て執行残等の減額整理となっております。

82、83ページをお願いいたします。

中段からになりますが、8款土木費2項道路橋りょう費は、執行残見込み等の減額整理でございます。

84、85ページをお願いいたします。

8款土木費5項都市計画費、中段の3目街路事業費、都市計画街路整備事業費では、額の確定により、志免宇美線街路事業負担金を202万9,000円減額、4目公共下水道費、流域関連公共下水道事業会計繰出金2,000万円の増額は、一般会計の平成30年度の当初予算編成が大変厳しかったことから、減額をさせていただいていました下水道事業会計の繰出金の一部を本補正予算で予算化しまして、繰り出しを行うものでございます。

6項住宅費、次の86、87ページ、2目住宅建設費、町営住宅建設事業費では、昭和町更新住宅2棟調査・解体・実施設計などの委託料の執行残470万6,000円を減額整理しております。

88、89ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費1目常備消防費では、額の確定によりまして、粕屋南部消防組合分担金を439万4,000円減額しております。

2目非常備消防費では、不足が見込まれます郵便料5,000円増額するほかは全て減額整理、3目消防施設費では、水道管布設替工事の際に設置されました3カ所の消火栓の設置工事負担金190万1,000円を計上、4目防災対策費は全て減額整理となっております。

90、91ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、事務局運営経費につきましては減額整理、3目教

育支援事業費では、一番上の学校教育推進事業費におきまして、新年度から中学校において教科  
化されます道徳の指導計画作成及び研修等の事前準備に必要な指導主事用の指導書等の購入費  
9万2,000円を計上しておりますが、これ以外につきましては、次の92、93ページ中段  
まで続いておりますが、年度末を見通しての事務事業費の整理となっております。

2項小学校費1目学校管理費は執行残の減額整理、2目教育振興費では、各小学校教育振興費  
で、新年度から円滑な学習指導を行うために、教師用指導書の購入費を計上、また不足が見込ま  
れます電信電話料を3つの小学校で増額をしております、これが次の94、95ページ中段ま  
で続いております。

3項中学校費1目学校管理費は執行残の減額整理、2目教育振興費では、小学校費と同様に、  
各中学校教育振興費で、新年度から円滑な学習指導を行うため、また道徳の教科化に伴いまして  
必要となります教師用指導書の購入費を計上いたしております。

96、97ページをお願いいたします。

中段の10款教育費6項社会教育費につきましては、1目社会教育総務費の社会教育関係経費  
で不足が見込まれます公用車の燃料費を2万9,000円増額するほかは、2目、それから次の  
98、99ページ、3目、5目、8目、これが次の100、101ページ中段まで続いておりま  
すが、それぞれ額の確定等によりまして、経費の整理を行っておるものでございます。

7項保健体育費1目保健体育総務費の体育振興事業費、次の2目体育施設費、次の102、  
103ページ、3目学校給食費までにつきましても、一部で施設の光熱水費の増額補正がござい  
ますが、それ以外は各経費の減額整理となっておるところでございます。

104、105ページをお願いいたします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費では、事業費の確定により、農地農業施設の災  
害復旧工事費を716万7,000円減額、林業施設の災害復旧工事費を289万4,000円減  
額いたしております。

歳出の説明につきましては、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。16ページ、17ページをお願いいたします。

まず、1款町税は、年度末の調定見込額や見込徴収率の見直しによりまして、1項町民税を  
2,100万円増額、2項固定資産税を600万円増額、4項町たばこ税を400万円減額いた  
しております。

2款地方譲与税、4款配当割交付金、次の18、19ページ、6款地方消費税交付金までにつ  
きましては、本年度の収入見込みから過不足額を増減額補正しておるものになります。

9款地方交付税につきましては、調整のため減額されておりました普通交付税が算定どおり全  
額交付されることとなりましたため、565万5,000円を増額補正しております。



1 1 款分担金及び負担金 1 項分担金では、農地災害復旧事業費の確定により、農地所有者からの分担金 1 1 0 万 1, 0 0 0 円を減額しております。

2 項負担金から次の 2 0、2 1 ページ、1 2 款使用料及び手数料の 1 項使用料、さらに次の 2 2、2 3 ページ、2 項手数料までにつきましては、収入済額、または今後の収入見込みによりまして、各予算の増減額補正を行っておるところでございます。

中段の 1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金、次の 2 4、2 5 ページ、2 項の国庫補助金、さらに次の 2 6、2 7 ページ中段にございます 3 項委託金までにつきましては、歳出事業費の確定等によりまして補正増減により、そこに充てる国庫支出金を増減額補正するものや、国からの補助金額の確定通知などにより整理を行っておるものでございます。

下のほう、1 4 款県支出金 1 項県負担金、次の 2 8、2 9 ページ中段の 2 項県補助金、これが 3 0、3 1 ページまで続いておりまして、さらに次の 3 2、3 3 ページ、3 項委託金までは、国庫支出金と同様に、歳出事業費の確定等による補正増減によりまして、それに連動して増減額補正するものがほとんどとなっております。

1 5 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入は、現在の収入状況から減額を整理するもの、それから 2 目利子及び配当金は、見込みによりまして基金利子を増額するもの、それから 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入では、今後の収入まで見込みまして、町有地売払収入を 6, 4 7 8 万 9, 0 0 0 円、立木売払収入を 8 4 万 4, 0 0 0 円増額補正いたしております。

3 4、3 5 ページをお願いいたします。

1 6 款寄附金 1 項寄附金 1 目一般寄附金は、収入額に合わせ 1 3 万 6, 0 0 0 円を計上、3 目ふるさと宇美町応援寄附金は、各節ごとに寄附金の収入額に合わせ補正を行っておりまして、合計では 5 0 2 万 3, 0 0 0 円の増額補正となっております。

1 7 款繰入金 2 項基金繰入金 2 目農業振興事業費財政基金繰入金 1 4 5 万 7, 0 0 0 円の減額は、基金充当事業費の減に伴うものでございます。

1 9 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金では、町税延滞金を 5 3 万 1, 0 0 0 円減額いたしております。

次の 3 6、3 7 ページ、7 項雑入は、次の 3 8、3 9 ページ中段まで続いておりますが、そのほとんどが収入額の確定や見込みにより増減額整理するものでございます。

この中で、3 9 ページ中段にございます文化雑入の発掘調査業務委託金（事業主負担分）1, 5 8 1 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、緊急発掘調査に係る経費が大幅に減となりまして、歳出を整理したことに連動して補正を行うものでございます。

2 0 款町債 1 項町債 1 目土木債、公共事業等債の道路補修事業 9 0 万円の増額は対象工事費の増に伴うもの、その他の減額補正分は事業費の減に伴う補正でございます。

歳入の説明は終わりますが、次に6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、追加1件の提案を行うもので、8款土木費5項都市計画費、事業名、一本松公園トイレ改修事業、金額を6,066万7,000円とするものでございます。

右側、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正は、変更4件を提案するもので、いずれも限度額の変更でございまして、公共事業等債6,660万円を6,440万円に、公営住宅建設事業債2,520万円を1,870万円に、防災対策事業債330万円を310万円に、補助災害復旧事業債730万円を40万円に変更するものでございます。

最後に、予算書の一番最後、108、109ページに、今回の補正に係ります給与費明細書を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、44ページから61ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 55ページです。基金の総額が18億6,900万円になったと、それぞれ財政調整基金、そして庁舎建てかえ等基金、町制100周年基金、それぞれの額を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） あくまでもまだ見込みでございまして、補正6号までの予算上の数字だけで申し上げますと、財政調整基金が14億5,400万円ほど、5,000万円ほど前年度よりも増となります。

それから、庁舎建設等基金につきましては3億6,560万円ほど、前年度は1億円でございましたので、2億6,560万円ほどの増となります。

それから、町制施行100周年記念事業基金につきましては3,200万円ほどになります。前年度が2,000万円でございましたので、今回の分1,200万円ほどがそのまま増ということになります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 59ページです。戸籍関係の職員の人件費で、35万円の時間外が増額されています。今の時期の35万円というのはなかなか出ないと思うんですけど、組まれることはもちろんいいんですけども、気になるのが、職員がかなり負担がきているんじゃないかなど。時間外の年間の総額と職員が実際毎日どのぐらいまで時間外をやっているのか、その辺、課長の把握している限りで結構ですから、お答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

戸籍担当分の時間外の総額でございますが、申しわけございません、これについては今資料を持ち合わせておりませんので、回答を控えさせていただきます。

あと、実際に時間外の勤務の状況でございますが、平均でございますが、月間30時間から、40時間にならないように調整はしております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 30時間ぐらいなら何とか職員も耐えられるかなという気はするんですけども、本当に気になるんですよ、職員の健康状態が。その辺のきちんと把握してあるかとか、その辺まで回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 戸籍関係の職員が全部で5名おまして、その中で戸籍担当、住基担当、選挙担当と、それぞれ仕事を振り分けて従事してもらっております。当然、分業と言いつつも同じ係でございますので、それぞれの分担の仕事が偏った場合には応援体制もとりながらやっておりますので、一人一人の職員に多く偏らないように配慮しながら勤務させている状況ではございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ちょっと前に戻るんですが、49ページ、公有財産管理費、2款1項5目、土地のあっせん手数料についてお尋ねしたいんですが、これは町内の宅建業者で落札されたんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 質問を確認させていただきます。土地あっせん手数料のあっせん申請を出された業者さんということでよろしいでしょうか。落札者ではなくて、土地あっせん手数料を支払う業者ということでよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それで結構です。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） これにつきましては、宇美町普通財産売却あっせん業務に関する協定ということで、2団体に対して協定を結んでおります。その中で、町内の不動産業者の方が多い全日本不動産協会福岡県支部というところでございまして、町内の不動産業者さんになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） では、次に3款民生費から4款衛生費まで、62ページから75ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 65ページです。児童福祉関係職員の人件費、先ほどの質問とも同じなんですけれども、今の時期の60万というのは、もちろん組まれてもいいんです、そこはちゃんと働かれた分、ただ職員の負担というか、これは何人でやっている仕事なのかと。あと、これだけ組むということは、大分時間外をされているのか、その辺の状況を詳しく説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） お答えします。

65ページ、3款2項1目の児童福祉関係職員の人件費ということで、今回60万円計上させていただきます。ここで計上しております時間外というのは、まず1つは各保育園、保育園ではまず早朝出勤と延長保育というのがございます。延長保育は夜の7時までというところがございます。ローテーションを組んで、保育士がそれに当たっているというところがございます。

いつも言われることですが、保育士がなかなか確保できないというところもございまして、ここは職員の分なんですけど、していただいている分もあるというところがございます。

それと、もう一つ、ここ実はうちの課の職員の分も一緒に含まれております。現在、子育て支援課がやっていること、3月1日から保育所の民営化も始まりました。そういうふうな事務、あとは今、保育園の入園申し込みの後の調整事務、それからもう一つ、子ども・子育てへの事業計画を策定するためのアンケートの集計等の事務も行っている。非常にそういうふうなことが重なっております、今回60万という計上になっているところがございます。

あと、職員に負担になっているんじゃないかというところですが、これは私がそこはきちんと管理せないかんといいところ、月の時間数にしたら20時間程度で抑えるようにというところで、私がそこは管理しているというところがございます。

職員に負担をかけないように、あとできるところは仕事を割り振って、忙しい時期を乗り切るというところでやっているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 74、75ページ、4款衛生費2項清掃費の3目塵芥処理費のごみ袋等製作業務委託料の1,234万9,000円の減額の理由について、担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 太田環境課長。

○環境課長（太田一男君） ごみ袋の1,234万9,000円の減額理由でございますけども、30年度当初予算におきましては、本年10月からの予定されております消費税増税に伴うごみ袋の値上げを見込んで駆け込み需要に対応するため、例年より製作枚数を多く見込んで予算計上しておったわけでございますけども、今回、値上げを見送ることから、減額補正を行うところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 予算書75ページの4款2項4目合併浄化槽設置整備事業補助金、このことについてお聞きしたいんですが、合併浄化槽は全て新築の建物に設置されたものということで考えておってよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田環境課長。

○環境課長（太田一男君） 浄化槽の補助事業でございますけども、これは新築、改築変わらず、補助事業につきましては公共下水道の事業計画に係る予定処理区域以外につきましては、全て10人槽以下であれば補助金を出しております。よろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 本年度の戸数がありますよね、設置戸数、これが全て新築ということではなかったんですかね。それとも、新築と、そういうやりかえの分等あるのか、その辺の内訳を知りたかったんです。

○議長（古賀ひろ子君） 太田環境課長。

○環境課長（太田一男君） 本年度、国の補助事業で3基設置しております。町の補助事業で1基設置しておりますけども、新築か改築かについては、済いません、資料を持っておりません。申しわけございません。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、76ページから89ページまで、質疑のある方

はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 85ページです。街路事業費なんですけれども、また229万円の減額ということで、事業の進捗ぐあい非常に心配される場所なんですけど、現在の志免宇美線の進捗状況、教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 一木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（一木孝敏君） 現在の志免宇美線の進捗状況ですけれども、昨年8月ですか、2期の事業認可を得まして、やっと補助事業、交付税をとりながら事業ができるような段取りになっております。現在のところ、路線測量の詳細設計、それらが行われているというふうに伺っております。

来年度におきましては、詳細設計ができ上がることによって、用地測量、そして家屋調査、家屋等の補償、それらを行っていくというふうに伺っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ここで、先ほど保留にしておりました住民課の回答をさせます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 先ほど、戸籍関係職員の時間外総額について保留させていただきましたが、それにつきまして回答させていただきます。

今回の補正後の額で、249万6,090円となるものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、10款教育費から11款災害復旧費まで、90ページから105ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 91ページです。学校支援事業、報酬で400万円減っているんですよ。非常勤職員の報酬ということで、この方々の業務内容、それと何で400万円も落とすのか。要は、支援事業がきちんと行われなかったんじゃないかなと危惧しておりますけれども、その辺を詳しく教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） まず、お尋ねの学校支援事業費でございますけれども、ここで上がっております非常勤職員の報酬の対象になりますのは、大きく分けますと2つございます。1つは学力向上の支援員ということで、3名の任用を予定しておりました。もう一つは特別支援教育の支援員ということで、各学校2人ずつということで、8校で16名の任用を予定しておったところでございます。

そうした中で、学力向上支援員につきましては、お一人の方は年間を通して今も勤務についていただいているんですが、あと2枠に関しまして、お一人の方が御自身の事情によりまして4月

から8月までということ勤務が終了したこと、その後の補充ができなかったこと、またもう1枠につきましては4月から7月で、こちらも御家族の事情でということをやめられまして、その後、補充等を行ったものの、あいている月がありました関係で、予算にしますと不用額が生じたということでございます。

あわせて、特別支援教育の支援員につきましても、16名という枠で募集を行ったんですけれども、学校によって1学期はまだ充当ができなかったということで、そういったところでも不用額が生じたということで、総額は400万という大きな金額になったところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 特に、学力向上に関する支援員さん、少ない3人の枠で組みながらも、そこが充当できなかった。人員の確保等を今後どのように考えてあるのか。今、小学校の教員免許の採用試験も1.3倍を切っているような非常に人材不足の中で、そこをどう確保していこうと思われているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今、議員がおっしゃるように、非常に学校現場というのは人手が不足しているという中で、正規の教員に加えて講師が不足しているということでございます。そうした中で、県のほうでも随分募集は行っているところでもありますけれども、なかなか年度初めから定数を満たしていない学校もあります。当町も例外ではございません。

そうした中で、そういった免許をお持ちの方については、町といたしましてもまずは学校優先ということで、県の講師の登録をしていただいて、とにかく授業に入っていただくということで、何人かのお声かけも途中であったんですけれども、まずはそちらの講師登録を優先する中で、なかなか学力向上の支援、町雇いのほうが充当できなかったという点もございました。

特に、町支援については、教職免許のある方ということで採用するわけでございますけれども、なかなか年度中途からはどこも人の奪い合いになっているような状況の中で、ハローワークとかに出せどもなかなか募集がないと、応募がないといった状況の中で、現在に至っているという状況の中で、最近では2月からお一人応募がございましたので、小学校のほうに配属をしているというような状況でございます。

ただ、こういった状況については、先ほど宇美町だけではないという話をしましたけれども、今後も続いていくであろうということが懸念される場所です。確かに、採用が1.3倍ということで、今現在、講師を務めていただいている方々が来年は正式採用として教員で現場につくようになれば、またここで講師が不足するといったような事態になりますので、今、県においてもいろんな新聞とか、マスコミ等にもいろんな募集をしながら登録を促進しているところもございますが、町のほうでも広報とか、いろんな学校を介してお声かけをさせていただいているところ

でございます。

とにかく、学校については人がいないとなかなかできない部分もございますので、今後も広く募集に努めながら、人員の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこでなんですけれども、特別支援学級の見守りの方の資格、教職員免許を持っている方、あるいはここで例えば保育士さんとか、そういった人が特別支援学級のほうに入って支援する、特別支援学級の教員である方が学力向上のほうに順繰りに行くとか、そういったことができないかということと、あと年齢ですよ。

教員を退職された方、これから結構出てくるんじゃないかなと思いますけども、何歳ぐらいで切っているのか、65歳で例えば切っているとしたら、もうちょっと年齢を上げるとか、そういったことが可能なかということもお答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 先ほどお話ししたのは、嘱託職員というところでお話をさせていただきましたが、実は16名嘱託でそろえる予定ではあったんですけれども、確かに教員免許をお持ちでない方がいらっしゃいました。そうした方につきましては、例えば看護師の免許をお持ちの方、こういった方については非常勤職員ということで、予算の流用をさせていただいた上で、学校のほうには配置もさせていただいています。

まずは、特別支援教育におきまして、子どもたちが安全に学校生活を送れるようにということを中心に置いておりますので、学級の中ではいろんな先生方の補助的な業務を行っていただくということで、まずは教職を持っている方が望ましいわけでございますけれども、安全に生活をする上では、それにかわるような看護師とか、そういった現場経験のある方も積極的に採用もさせていただいているところです。

ただ、どうしても資格要件という点では、お手当の面では嘱託としての任用はかないませんので、非常勤という立場で勤務についていただいています。

あと、年齢につきましては、町の規定によりまして、嘱託については65歳というのがございますけれども、特に町長が必要と認めた場合ということになって、特に経験のある方については、現在も67歳を超えた方についても今も継続して勤務についていただいている方がいらっしゃいます。

ほとんどの方が女性の方ばかりでございますので、特に特別支援教育の支援員については、1日の勤務が9時から3時までといった時間帯でございます。そうした中で、1日6時間勤務になるわけでございますけれども、女性の方を中心に、一旦現場を離れて家庭に入られてあった方ももう一度お手伝いいただいたりとか、そういった方々が中心になって、今、支援のほうを行って



ただいている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 102、103ページをお願いします。10款7項3目学校給食費、調理等業務委託料の92万7,000円の減額の理由について、担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） お尋ねの中学校の給食の調理業務等の委託料の減額でございます。

現在、当町におきましては、中学校の給食については選択制のデリバリーの給食ということで実施をしておりますけれども、調理業務、調理から配送までの業務を業者に委託をいたしまして、実施をさせていただいています。

30年度におきましては、5年間の長期継続契約が7月をもって切れました関係で、8月から更新を行いました。ことし、当初予算の策定段階におきましては、改めてまた5年間の契約を考えておったところでもございましたけれども、この業務についてはほぼ人件費がウエートを占める中で、近年、最低賃金が上がってくる中で、5年を見越した中ではかなり見積額が増額になるのではないかとということで、今回、途中で5年のを3年に見直すと、3年での契約形態ということで見直しをさせていただきました。

そうした中で、8月から3年間の長期継続契約を結ばせていただいたところ、今回、不用額として92万7,000円の減額に至ったところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 99ページです。埋蔵文化財調査事業費1,600万円の減額なんですけれども、これ開発に伴って埋蔵文化財を発掘するという業務なんですけど、当初の見込みというのが非常に甘いんじゃないかな。これだけのものを開発業者さんに負担をかけて、一回納めていただいている。そういうこと、当初の見込みがどうなのかということをもっと言っていて、そこが甘くなると、業者さんの負担というのがかなり高まると思うんです。

余った分はお返しするということでもいいんですけども、そういったことが続きますと、宇美町の開発というのが逆に進まなくなるんじゃないかなという懸念がありますので、その辺をどうお考えになっているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川社会教育課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼いたします。

埋蔵文化財調査事業費といいますのは、議員がおっしゃるように、開発に伴って、事業者の方に御負担いただいて調査をするという事業になります。今回、大きなマイナスの予算残ということになっていきますけど、大きな要因としましては、明神坂の開発がなくなった、実施されなくなったというのが一番の要因です。

ですから、基本的にはなるべく事業者の方に御負担かけないように、調査日数も少なく、経費につきましては極力負担をかけないような形では、当然そこは努力して実施はしているところでございます。

しかしながら、これは民間の方の御都合で左右されますので、計画されて途中で頓挫されたりとか、急にそういった開発が入ってきたりとか、そういったことで左右されますので、考え方としましては事業者負担が少しでも減るように、ですから開発する業者さんにとって、余りハードルが上がり過ぎないようにというところは常に考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ちょっと気になりましたので。明神坂の開発、そこは私が知らなかったんですね。具体的にどこが中止になったのかということをお教えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 詳細につきましては、浦尻のところというところなんですけど、詳細までは私も把握はしておりません。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから41ページまで、質疑のある方はどうぞ。7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 32ページ、33ページをよろしくお願いします。14款3項1目の立木売払収入、これの内訳についてどのようなふうになっているのか、杉・ヒノキを売却されたと思うんですが、何立米売って、杉・ヒノキの立米単価を担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田農林振興課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 手元にある資料でお答えさせていただきたいと思います。

総額84万4,000円の増額補正をさせてもらっておりますけども、内訳としましては、県営林の収入交付金、これは四王寺地区でございます。その金額が4万1,920円で、もう一つの名目としまして立木売払収入、これにつきましては、森林経営計画にて福岡広域森林組合が整備しました町有林の間伐材売却経費を事業費から差し引いた金額が80万3,008円でございます。これにつきましては、障子岳、三原の上側の地区でございます。

単価等につきましては、今、持ち合わせませんので、申しわけございませんが、これで回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 35ページです。ふるさと納税応援寄附金、これの内訳ですけれども、町長の指定事業1,074万減っています。町制施行100周年事業はわかるんですよ。あと魅力推進事業224万8,000円の減額と、それぞれどういう使い道を考えているのかと、ここをまず教えてください。

○議長(古賀ひろ子君) 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長(丸田宏幸君) それぞれにつきまして、事項要求、経費以外のものに充てるということを大原則としております。現在、それをどこに入れるかというのは、まだ年度途中で事業が固まっていないというところもございまして、今後、財政部局とそのあたりを協議しながら、なるべく早い段階で決定していきたいというふうに考えております。

ともかく申し上げられるのは、経常経費ではなく、臨時経費のところに充当していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) もう年度末なんですけれども、額が確定しないとそこが決められないというのはあるんでしょうけど、もう年度末ですよ。それで決まっていないというのはどういうことなんですか。

要は、ふるさと納税の趣旨からして、納税者がこんなものにきちんと使っていただきたいと、4つの中からきちんと指定して納めているにもかかわらず、使い道というのがとてもわからない、わかりづらい、ここが大問題じゃないかとずっと言っているんですけれども、今のままだと、一般会計にぼんと繰り入れて雲散霧散してしまう、これ懸念されるんですよ。そこをどうにかしてくださいとお伝えしているにもかかわらず、まだ決まっていないというふうな今回答をされました。私の頭じゃ理解できないです。そこをもうちょっときちんと答えてください。

○議長(古賀ひろ子君) 丸田課長。

○まちづくり課長(丸田宏幸君) 先ほど申し上げましたように、事項要求分、臨時経費に充てるということは既に決めております。現状、考えております分につきまして、例えば子育て・教育環境整備事業につきましてはエアコンの事業に充てると、そういったところでの内々のことは既に検討といいますか、方針を定めているところではございます。

これにつきまして、年度が明けまして早々に報告をさせていただくというところで、現在、準備をしているところであります。あと1カ月ちょっとぐらいになりますけれども、そこで確定したことを改めてお知らせさせていただくというところでございます。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) エアコンというのが1つ出ました。エアコンはわかります、もちろん。ほかなんです。臨時経費に充てるというのはどういうことなのかということをはきちんと言っていたきたいのと、町の魅力というものをしっかり発信していく、これは趣旨として私は大賛成なんです。何でここが減っちゃっているのか、それは納税者の意図が働いていることなのか、そういうことも詳しく教えてください。

○議長(古賀ひろ子君) 丸田課長。

○まちづくり課長(丸田宏幸君) それぞれ4項目につきまして、当然ながら、平成30年度の当初予算で予算額を計上しております。この4項目を前面に出しながら、ふるさと応援寄附金の御寄附をお願いしてきたわけですが、実際に納められる方が予算額を下回ったり上回ったりということで、ここにつきましては役場側の思惑が入っているわけではございません。実際に納めていただいた額を、当初予算との調整で、その分を計上しているというところでございます。

先ほどから申し上げていますように、臨時経費がということですが、まず経常経費、いろんな維持費であるとか、人件費であるとか、そういったものは本来経常的な収入を充てて、その事業をやっていくのが私は大前提だと思っております。ふるさと応援寄附金につきましては、臨時的にといいですか、町がこれからやっという、そういった事業を応援していただくというふうに私どもは解釈をしております。

そのような中でどの経費にどの分を幾ら充当するかというのは、先ほど申し上げましたように、例えば学校につきましてはエアコン、それから町制施行100周年記念事業につきましては基金、それから町の魅力推進事業につきましては、現在、私どもがやっております中心市街地のぎわいづくりの委託料、そういっためどは立ててはおります。

ただ、このあたりを正式にお伝えするのは、年度明けてからというところで予定をしているところで、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子君) 歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子君) 総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号 平成30年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日は、これで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時05分散会

---